

都市再生の推進に係る有識者ボード
M I C E 施設機能向上ワーキンググループ 設置要綱（案）

（設置）

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、M I C E 施設機能向上ワーキンググループ（以下「M I C E 施設機能向上WG」という。）を置く。

（任務）

2. M I C E 施設機能向上WGは、都市再生の推進に係る有識者ボード設置要綱に基づき、M I C E 施設の機能向上の促進のあり方について調査・検討を行い、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）M I C E 施設機能向上WGは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。
（2）座長代理は座長が必要に応じて指名する。

（招集）

4. M I C E 施設機能向上WGの会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. M I C E 施設機能向上WGは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. M I C E 施設機能向上WGの会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、M I C E 施設機能向上WGの会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. M I C E 施設機能向上WGの庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、M I C E 施設機能向上WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。